平成２２年（フ）第１５７号
北海道苫小牧市末広町２丁目９番１号　パンシオンメージュウＡ201
債務者　野場　恵美（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１５８号
北海道苫小牧市寿町１丁目２番８号　柄沢アパート103号
債務者　中山　和三
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１６１号
北海道苫小牧市住吉町２丁目３番２―107号
債務者　藤根　清道
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１４０号
宮城県大崎市古川字竹ノ内161番地
債務者　森　さつ子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
宮城県石巻市大街道東１丁目10番50号
債務者　伊藤　　均
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
秋田市仁井田本町１丁目15番20号　レーヴハイセレールＡ201、前住所青森県つがる市富萢町屏風山１番地953
債務者　安田　晴香
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９９号
秋田市八橋三和町11番５号　メゾン三和203
債務者　小山　志乃
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０２号
秋田市桜台２丁目７番26号
債務者　佐藤　　章
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０３号
秋田市桜台２丁目７番26号
債務者　佐藤さよ子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０６号
秋田市新屋南浜町３番29号
債務者　小川　悦子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０７号
秋田市御野場３丁目11番２号
債務者　畠山　高憲
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０９号
秋田市八橋大畑２丁目２番18号
債務者　佐藤　英治
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１６号
秋田市御所野元町４丁目４番14号　セレーノ御所野Ⅱ201号
債務者　渡邊美智子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６１号
茨城県取手市井野台１丁目22番14―1313号
債務者　伊藤　康夫
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
山梨県甲府市湯田２丁目10番19号タツミアパート
債務者　降幡　　勲
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
山梨県甲府市上曽根町2308番地２
債務者　野口　克彦
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
山梨県甲斐市島上条1111番地７
債務者　今井　良一
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係